

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

教育委員会規則
 ○秋田県自然体験活動センター条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(二・教育庁総務課) ……………1

教育委員会規則

秋田県自然体験活動センター条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。
 平成十九年六月六日
 秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第十二号

秋田県自然体験活動センター条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

第一条 (秋田県教育委員会行政組織規則の一部改正)

秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十七号中「秋田県立少年自然の家」の下に「秋田県自然体験活動センター」を加える。

第二条 (教育機関の管理及び運営に関する規則の一部改正)

教育機関の管理及び運営に関する規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 削除」を「第七章 秋田県自然体験活動センター(第二十八条第三十二条の四)」に改める。
 第十五条の前に次の章名を付する。

第四章 生涯学習センター

第七章を次のように改める。

第七章 秋田県自然体験活動センター

(開所時間)

第二十八条 秋田県自然体験活動センター(以下この章において「体験活動センター」という。)の開所時間は、午前八時

三十分から午後九時まで(宿泊室にあっては、午後三時から使用を終える日の午前十時まで)とする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開所時間を変更することができる。

(休業日等)

第二十九条 体験活動センターの休業日は、次に掲げる日とする。

- 一 一月一日から同月三日までの日
- 二 十二月二十九日から同月三十一日までの日

2 教育長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は前項に定める休業日を変更することができる。

3 教育長は、必要があると認めるときは、休業日であっても体験活動センターを使用させることができる。

(使用の許可の申請等)

第三十条 秋田県自然体験活動センター条例(平成十八年秋田県条例第八十六号。以下この章において「条例」という。)

第二条の規定により体験活動センターの使用の許可を受けようとする者は、教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第十一条第二項の規定は、体験活動センターの使用の許可について準用する。

(秋田県教育委員会が定める目的)

第三十一条 条例別表備考第四の秋田県教育委員会が別に定める目的は、次に掲げるとおりとする。

- 一 研修、会議等の開催
- 二 休憩

(使用料の減免の申請に関する規定の準用)

第三十二条 第十二条の規定は、条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開所時間等)

第三十二条の二 条例第七条の規定により体験活動センターの管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の体験活動センターの開所時間及び休業日は、第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定にかかわらず、第二十八条第一項に定める開所時間及び第二十九条第一項に定める休業日を基準とする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二十八条第二項並びに第二十九条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第二十八条第二項及び第二十九条第二項中「前項に定める」とあるのは「第三十二条の二第一項の規定による」とする。

と、第二十八条第二項及び第二十九条第二項中「前項に定める」とあるのは「第三十二条の二第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開所時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二十八条第二項若しくは第二十九条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その開所時間及び休業日を体験活動センターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第三十二条の三 指定管理者に管理を行わせる場合における第三十条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第三十条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(補則)

第三十二条の四 この章に定めるもののほか、体験活動センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の体験活動センターの管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ教育長の承認を得て別に定めるものとする。ただし、当該事項のうち教育長が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第三十四条第二項を次のように改める。

2 第二十九条第二項及び第三項の規定は、美術館の休館日の取扱い等について準用する。

第三十四条第三項を削る。

第三十六条の二第二項及び第三項中「第三十四条第二項」の下に「において準用する第二十九条第二項」を加える。

第四十条第一項中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

第五十五条第二項、第五十五条の四第二項及び第三項、第六

十一條第二項、第六十二條の二第二項及び第三項、第六十八條第二項、第七十條の二第二項及び第三項、第七十三條第二項、第七十三條の四第二項及び第三項、第七十六條第二項、第七十六條の四第二項及び第三項、第七十九條第二項並びに第八十二條第二項及び第三項中「第三十四條第二項」を「第二十九條第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第二條中教育機関の管理及び運営に関する規則第四十條第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubara-ryutsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄